

事業報告書					
医療法人整理番号		00044			
報告期間	自	令和7年4月1日			
	至	令和8年3月31日			
1 事業報告書の概要					
	(1)	名称	医療法人厚生会		
		分類①	社団（出資持分あり）	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）	
		分類②	出資額限度法人		
		分類③	基金制度不採用		
	(2)	事務所の所在地	都道府県	福井県	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
			市区町村	福井市	
			町名・番地	下六条町201番地	
			建物名		
				従たる事務所の記載はこちら	
	(3)	設立認可年月日	平成3年5月14日		
	(4)	設立登記年月日	平成3年5月17日		
	(5)	理事長の氏名	姓	林	
			名	譲也	
		役員及び評議員の人数	8		理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員	記載はこちら			
2 事業の概要					
(1-1)	本来業務（病院、診療所）	記載はこちら			
(1-2)	本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら			
(2)	附帯業務	記載はこちら			
(3)	収益業務	記載はこちら			
(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら			
(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら		(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら			
(7)	当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら			
(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら		全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9)	その他	記載はこちら		当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

様式 1 : 1-(2)

事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名

様式 1 : 1-(5)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

様式 1：2-(1)

事業報告書											
2-(1) 本来業務 (開設する病院、診療所（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)											
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	福井厚生病院		1810122513	福井県福井市下六条町1字6番1	158	0	0	0	41	0	0

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(1)

事業報告書						
2-(1) 本来業務 (介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）						
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(2)

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
訪問看護ひまわりステーション		福井県福井市下六条町217番地	
訪問看護ひまわりステーション 美山サテライト		福井県福井市梶谷町12字9番2	令和7年6月廃止
訪問看護ステーションあったかホームひまわり		福井県福井市下馬3丁目2302番地	
訪問看護さくらステーション		福井県大野市中津川32字33	
福井厚生病院介護保険相談センター		福井県福井市下六条町217番地	
さくら在宅介護支援事業所		福井県大野市中津川32字33	
福井厚生病院通所リハビリセンター		福井県福井市下六条町217番地	
デイサービスさくらの家		福井県大野市中津川32字33	
デイサービスセンターほっとかん		福井県福井市梶谷町12字9番2	令和7年11月廃止
福井東足羽包括支援センター	福井市から委託を受けて管理	福井県福井市下六条町217番地	
看護小規模多機能居宅介護あったかホームさくら		福井県大野市中津川32字33	
グループホーム匠		福井県福井市灯明寺4丁目1706番地	
グループホーム匠サテライト		福井県福井市下六条町217番地9	
グループホームさくら日和		福井県大野市中津川32字33	
すまいる・厚生		福井県福井市下馬3丁目2302番地	
看護小規模多機能型居宅介護あったかホームひまわり		福井県福井市下馬3丁目2302番地	
看護小規模多機能型居宅介護あったかホームひまわりサテライト		福井県福井市下六条町7字26番地1	
就労継続支援B型事業所ジョブトライ・厚生		福井県福井市下六条町217番地9	
特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所コネクト・厚生		福井県福井市下六条町217番地9	令和8年3月休止

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3)

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

様式 1 : 2-(4)-(9)

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和7年6月28日	令和6年度決算の決定、定款の変更、役員退職慰労金
令和7年10月28日	定款の変更
令和8年2月3日	重要な資産の譲受
令和8年3月3日	当法人の支援に関する件
令和8年3月27日	令和8年度事業計画、収支予算等の決定、社員の退社、理事の退任
注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	
注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。 医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。					

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債				
医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由				
医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	
注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。				

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	
日付	開設（許可を含む）した主要な施設
令和7年4月1日	特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所コネクト・厚生

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

法人名 医療法人厚生会
所在地 福井県福井市下六条町201番地

※医療法人整理番号 00044

貸借対照表
令和8年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,123,111	I 流動負債	1,481,369
現金及び預金	257,287	買掛金	112,928
事業未収金	799,755	短期借入金	490,000
未収金	6,891	その他の流動負債	309,984
たな卸資産	32,584	未払金	148,890
前渡金	1,507	未払費用	74,699
前払費用	19,877	未払法人税等	610
その他の流動資産	5,210	未払消費税等	7,337
		前受金	4,140
		預り金	58,693
		前受収益	430
		賞与引当金	273,658
		その他の流動負債	
II 固定資産	6,850,573	II 固定負債	7,490,688
1 有形固定資産	6,269,043	長期借入金	6,871,439
建物	7,131,755	長期未払金	1,719
構築物	219,083	退職給付引当金	590,170
医療用器械備品	1,211,080	その他引当金	27,360
その他の器械備品	179,708	その他の固定負債	
車両及び船舶	171,508		
土地	356,474		
その他の有形固定資産	5,473		
減価償却累計額	-3,006,038		
		負債合計	8,972,057
		純資産の部	
2 無形固定資産	149,704	科目	金額
借地権	62,129	I 出資金	204,000
ソフトウェア	73,535	II 積立金	-1,200,960
その他の無形固定資産	14,040	その他積立金	11,711
3 その他の資産	431,826	繰越利益積立金	-1,212,672
有価証券	3,195	その他積立金	
その他の固定資産	250,819		
役員等長期貸付金	2,376		
繰延消費税等	175,436		
役員等長期貸付金			
長期前払費用		III 評価・換算差額等	-1,413
繰延税金資産		その他有価証券評価差額金	-1,413
その他の固定資産		繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	-998,373
資産合計	7,973,684	負債・純資産合計	7,973,684

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人厚生会
所在地 福井県福井市下六条町201番地

医療法人整理番号 00044

損 益 計 算 書
自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			4,437,881
2 事業費用			
(1) 事業費	4,683,954		
(2) 本部費	0		4,683,954
本来業務事業損失			246,073
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			1,146,907
2 事業費用			1,149,450
附帯業務事業損失			2,543
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
収益業務事業利益			0
事業損失			248,616
II 事業外収益			
受取利息	1,686		
その他の事業外収益	92,129		93,815
III 事業外費用			
支払利息	71,136		
その他の事業外費用	161		71,297
経常損失			226,098
IV 特別利益			
固定資産売却益	229		
その他の特別利益	0		229
V 特別損失			
固定資産売却損	0		
その他の特別損失	644		644
税引前当期純損失			226,513
法人税・住民税及び事業税	-4,360		
法人税等調整額	0		-4,360
当期純損失			222,153

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式第三号

法人名 医療法人 厚生会
所在地 福井県福井市下六条町201番地

※医療法人整理番号 0 0 0 4 4

財 産 目 録
(令和8年3月31日現在)

1. 資 産 額 7,973,684 千円
2. 負 債 額 8,972,057 千円
3. 純 資 産 額 △ 998,373 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,123,111
B 固 定 資 産	6,850,573
C 資 産 合 計 (A+B)	7,973,684
D 負 債 合 計	8,972,057
E 純 資 産 (C-D)	△ 998,373

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土 地	(□ 法人所有 □ 賃借	■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	
建 物	(□ 法人所有 □ 賃借	■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	

様式5 (5)

※医療法人整理番号	0	0	0	4	4
-----------	---	---	---	---	---

法人名 医療法人 厚生会
所在地 福井県福井市下六条町201番地

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者 (単位：千円)

種類	名 称	所在地	資産総額	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
※1	㈱ 西日本 ハウジング	京都市右京区 西院平町18番地4	10,219	不動産の売買・賃貸借・管理及び仲介 等	不動産の賃貸借、第三者弁済の債権債務			長期未収入金 ①	① 87,157
								未収入金 ②	② 4,150
								子法人未収入金 ③	③ 4,969
※2	福井セントラルメディカル㈱	福井市下六条町201番地	262,828	不動産の売買・賃貸借・管理及び仲介 等	不動産の賃貸借、建物の売買	建物の購入 ③	③ 76,580		
						保証金の返還 ④	④ 82,000		
						保証金の支払 ⑤	⑤ 5,000		

※1 ※2 「医療法人の計算に関する事項について」（平成28年4月20日厚生労働省医政局長通知）第二1(1)②に定める「当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人」に該当します。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

※1 令和3年12月27日開催の臨時社員総会および臨時理事会の議決、令和5年3月25日開催の定例社員総会および定例理事会の議決により決定しております。

※2 令和8年2月3日開催の臨時社員総会および臨時理事会の議決により決定しております。

(2) 個人である関係事業者 (単位：千円)

種類	氏 名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
※3	林 慶子	無	役員の近親者			長期借入金 ⑥	⑥ 74,000
						1年内返済長期借入金 ⑦	⑦ 12,000

※3 「医療法人の計算に関する事項について」（平成28年4月20日厚生労働省医政局長通知）第二1(1)①に定める「当該医療法人の役員又はその近親者（配偶者又は二親等内の親族）」に該当します。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

※3 令和6年12月17日開催の臨時社員総会および臨時理事会の議決により決定しております。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 厚生会

理事長 林 讓 也 殿

私は、医療法人厚生会の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等から職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

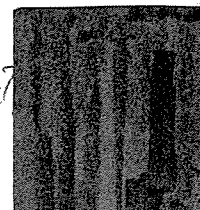
- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和8年6月10日

医療法人 厚生会

監 事

板倉 亮輔



重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 其他有価証券

時価のあるもの：決算日末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 医薬品：最終仕入原価法
- ・ 診療材料：最終仕入原価法
- ・ 給食材料：最終仕入原価法
- ・ 貯蔵品：修理部品及び金券類は個別法、その他は最終仕入原価法

2 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備ならびに構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	3年～50年
構築物	10年～30年
医療用器械備品	2年～22年
その他器械備品	2年～22年
車両	2年～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、重要性のないものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

3 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による回収不能見込額、貸倒懸念債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

職員に対し支給する賞与の支出に備えるため、当会計年度に負担すべき支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当会計年度末における役員退職慰労債務の見込額に基づき計上しております。

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

控除対象外消費税等については、発生会計年度の費用として処理しております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税額等は繰延消費税額等として計上し、5年間で均等償却しております。

5 担保に供されている資産に関する事項

① 担保に供している資産

(単位：千円)

科 目	期末帳簿価額
建 物	5,022,928
土 地	280,976
合 計	5,303,904

② 担保に係る債務

(単位：千円)

科 目	期末債務額
長期借入金（一年内返済予定を含む）	6,204,909
合 計	6,204,909

6 法第 51 条第 1 項に規定する関係事業者に関する事項

① 法人である関係事業者

(単位：千円)

種類	名称	所在地	資産 総額	事業 内容	関係事 業者と の関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
※1	(株) 西 日 本 ハ ウ ジ ン グ	京都市 右京区 西院平 町 18-4	10,219	不動産の 売買・賃 貸借・管 理及び仲 介等	不動産の 賃貸借、 第三者弁 済の債権 債務、			長 期 未 収 入 金 ① 未 収 入 金② 子 法 人 未 収 入 金③	① 87,157 ② 4,150 ③ 4,969
※2	福 井 セ ン ト ラ ル メ デ ィ カ ル (株)	福井市 下六条 町 201 番地	262,828	不動産の 売買・賃 貸借・管 理及び仲 介等	不動産の 賃貸	建物の購入③ 保証金の返還 ④ 保証金の支払 ⑤	③ 76,580 ④ 82,000 ⑤ 5,000		

※1 ※2 当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人に該当します。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

※1 令和 3 年 12 月 27 日開催の臨時社員総会および臨時理事会の議決、令和 5 年 3 月 25 日開催の定例社員総会および定例理事会の議決、ならびに令和 5 年 11 月 22 日付け臨時理事会の議決により決定しております。

※2 令和 8 年 2 月 3 日開催の臨時社員総会および臨時理事会の決議により決定しております。

② 個人である関係事業者

(単位：千円)

種類	氏名	職業	関係事業者と の関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残 高
※3	林 慶子	無	役員の近親者			長 期 借 入 金 ① 1 年 内 返 済 長 期 借 入 金②	① 74,000 ② 12,000

※2 役員の近親者（配偶者又は二親等内の親族）に該当します。

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

令和6年12月17日開催の臨時社員総会及び臨時理事会の決議により決定しております。

7 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

① 基本財産の増減及びその残高

（単位：千円）

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建 物	12,708	-	※ 1,042	11,665
土 地	69,946	-	-	69,946
合 計	82,654	-	1,042	81,611

※建物の当期減少額は、減価償却によるものです。

② 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

（単位：千円）

リース資産の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
車 両	62,866	35,030

③ 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

（単位：千円）

科 目	債権金額	貸倒引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	800,775	1,019	799,755

様式第四号

法人名 医療法人 厚生会
所在地 福井県福井市下六条町201番地

※医療法人整理番号 0 0 0 4 4

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位:千円)

	出資金	積 立 金			評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
		持分払戻差額積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
令和7年4月1日 残高	204,000	11,711	△ 990,519	△ 978,808	△ 2,810	△ 2,810	△ 777,618
会計年度中の変動額							
当期純損失	0	0	△ 222,153	△ 222,153	0	0	△ 222,153
その他の事由	0	0	0	0	1,397	1,397	1,397
会計年度中の変動額合計	0	0	△ 222,153	△ 222,153	1,397	1,397	△ 220,756
令和8年3月31日 残高	204,000	11,711	△ 1,212,672	△ 1,200,961	△ 1,413	△ 1,413	△ 998,373

様式第五号

法人名 医療法人 厚生会

※医療法人整理番号 0 0 0 4 4

所在地 福井県福井市下六条町201番地

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建物	7,040,903	※1 90,852	-	7,131,755	1,840,073	267,112	5,291,682
	構築物	219,083	-	-	219,083	81,634	10,922	137,448
	医療用器械 備品	1,216,169	13,592	18,681	1,211,080	809,717	84,137	401,363
	その他の器 械備品	163,407	16,300	-	179,708	105,459	10,567	74,248
	車両及び船 舶	170,797	4,685	3,975	171,508	168,230	9,785	3,278
	リース有形 固定資産	36,402	-	36,402	-	-	607	-
	土地	356,474	-	-	356,474	-	-	356,474
	その他の有 形固定資産	6,718	5,776	-	12,494	7,945	3,057	4,549
	計	9,209,953	131,206	59,057	9,282,102	3,013,060	386,186	6,269,042
無形 固定 資産	借地権	62,129	-	-	62,129	-	-	62,129
	ソフトウェ ア	41,155	61,593	850	101,898	28,363	8,217	73,535
	リース無形 固定資産	17,483	-	17,483	-	-	291	-
	その他の無 形固定資産	16,186	-	-	16,186	2,146	548	14,040
	計	136,954	61,593	18,333	180,214	30,509	9,057	149,704
その 他の 資産	投資有価証 券	1,798	2,810	1,413	3,195	-	-	3,195
	関係会社株 式	72,500	-	-	72,500	-	-	72,500
	従業員貸付 金	2,896	-	520	2,376	-	-	2,376
	長期未収入 金	91,308	-	4,150	87,158	-	-	87,158
	敷金	31,923	-	-	31,923	-	-	31,923
	差入保証金	124,500	5,000	82,000	47,500	-	-	47,500
	繰延消費税 額等	281,915	6,930	113,409	175,436	-	-	175,436
	その他の固 定資産	36,258	17	60	36,215	24,477	2,948	11,738
	計	643,098	14,757	201,552	456,303	24,477	2,948	431,826

(増減事由)

※1 建物取得（下六条207番の1） 不動産取得税含 43,094千円
 建物取得（下六条207番の4） 不動産取得税含 22,343千円
 建物取得（下六条202番） 不動産取得税含 12,589千円
 建物取得（下六条210番） 860千円

様式第六号

法人名 医療法人 厚生会
所在地 福井県福井市下六条町201番地

※医療法人整理番号 0 0 0 4 4

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	613	1,019	613	-	1,019
賞与引当金	266,083	273,658	266,083	-	273,658
退職給付引当金	585,583	60,953	56,365	-	590,171
役員退職慰労引当金	28,800	2,400	3,840	-	27,360

様式第七号

法人名 医療法人 厚生会
所在地 福井県福井市下六条町201番地

※医療法人整理番号 0 0 0 4 4

借 入 金 等 明 細 表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	460, 000	490, 000	1. 24163	—
1 年以内に返済予定の 長期借入金	315, 250	309, 984	0. 82885	—
長期借入金（1 年以内に 返済予定のものを除く。）	7, 181, 423	※ 6, 871, 439	0. 91038	2029年4月27日 ～2062年4月28 日
合 計	7, 956, 673	7, 671, 423	—	—

※ 長期借入金の貸借対照表日後 5 年内返済予定額
2027年4月1日～2028年3月31日 返済予定額 323, 592千円
2028年4月1日～2029年3月31日 返済予定額 323, 592千円
2029年4月1日～2030年3月31日 返済予定額 315, 569千円
2030年4月1日～2031年3月31日 返済予定額 314, 756千円

様式第八号

法人名 医療法人 厚生会
所在地 福井県福井市下六条町201番地

※医療法人整理番号 0 0 0 4 4

有 価 証 券 明 細 表

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
投資有価証券 株式会社福井銀行	1, 000	3, 195
関係会社株式 株式会社西日本ハウジング	650	72, 500
計	1, 650	75, 695

様式第九の一号

法人名 医療法人 厚生会
所在地 福井県福井市下六条町201番地

※医療法人整理番号 0 0 0 4 4

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事 業 費	本 部 費	計			
材料費	558,883	-	558,883	4,204	-	563,087
給与費	2,808,914	-	2,808,914	871,973	-	3,680,887
委託費	206,312	-	206,312	58,268	-	264,580
経費	887,069	-	887,069	199,538	-	1,086,607
その他の事業費用	222,776	-	222,776	15,467	-	238,243
計	4,683,954	-	4,683,954	15,467	-	5,833,405

独立監査人の監査報告書

令和8年6月10日

医療法人厚生会
理事会 御中

原田公認会計士事務所
京都府京都市

公認会計士

原田 佑

野原監査法人
大阪事務所

公認会計士

中 原 房 樹

監査意見

私たちは、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人厚生会の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たちの計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準がこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上